

## Ⅱ 利用上の注意

### 1 利用上の注意

- (1) 本報告書は、平成7年10月1日現在で行われた第16回国勢調査について総務庁統計局から公表された茨城県分の第2次基本集計結果及び従業地・通学地集計結果に若干の解説をつけてとりまとめたものである。
- (2) 特にことわりのない限り各年の数値は、国勢調査の数値である。
- (3) 小数点第1位の数値は小数点第2位を四捨五入して表示しているため、個々の数値を合算して得た数値と総数とは必ずしも一致しない。また、分類不能も総数に含まれるため各項目の計が総合計と一致しない場合がある。

#### (4) 主な指数の算出方法

$$\text{労働力率} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$$

$$\text{昼夜間人口比率} = \frac{\text{昼間人口}}{\text{夜間人口}} \times 100$$

#### (5) 使用記号は次のとおりである。

- 零または該当数値がないもの
- 0.0 該当数値が掲載単位未満
- … 不詳
- △ 負数

#### (6) 本報告書における地域区分は下記のとおりである。

なお、特にことわりのない限り、平成7年10月1日現在の行政区分で表章してある。したがって、水戸市については、平成2年以前の数値は、合併以前の東茨城郡常澄村を、ひたちなか市については、合併以前の勝田市及び那珂湊市を、さらに鹿嶋市については、合併以前の鹿島郡鹿島町及び大野村を合算した数値である。また、市部・郡部の平成2年以前の数値についても、平成7年10月1日現在の行政区分に置き換えたため、旧常澄村(水戸市)、旧鹿島町及び旧大野村(鹿嶋市)を市部とした数値となっている。

県北地域：日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、那珂郡、久慈郡、多賀郡

県央地域：水戸市、笠間市、東茨城郡、西茨城郡

鹿行地域：鹿嶋市、鹿島郡、行方郡

県南地域：土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、稲敷郡、新治郡、筑波郡、北相馬郡

県西地域：古河市、下館市、結城市、下妻市、水海道市、岩井市、真壁郡、結城郡、猿島郡

#### (7) 「Ⅲ 結果の概要」中の各文末( )内に参照すべき統計表、表及び図の番号を示した。

例：(第4表、表-14、図-8)

↓        ↓        ↓  
統計表    表        図

(8) 今回、総務庁から公表された国勢調査の結果で本報告書に収録されないもの及び本報告書についての照会先は下記のとおりである。

茨城県企画部統計課人口労働グループ

〒 310 水戸市三の丸1-5-38

T E L 029-221-8111 (内線) 2655, 2656, 2657

## 2 用語の解説

### 人 口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

「常住している者」については、平成7年国勢調査の概要「調査の対象」5ページを参照されたい。

### 年 齢

年齢は、平成7年9月30日現在による満年齢である。

なお、平成7年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

### 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未 婚—まだ結婚をしたことのない人

有配偶—届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人

死 別—妻又は夫と死別して独身の人

離 別—妻又は夫と離別して独身の人

### 国 籍

国籍を、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「フィリピン、タイ以外の東南アジア、南アジア」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分した。

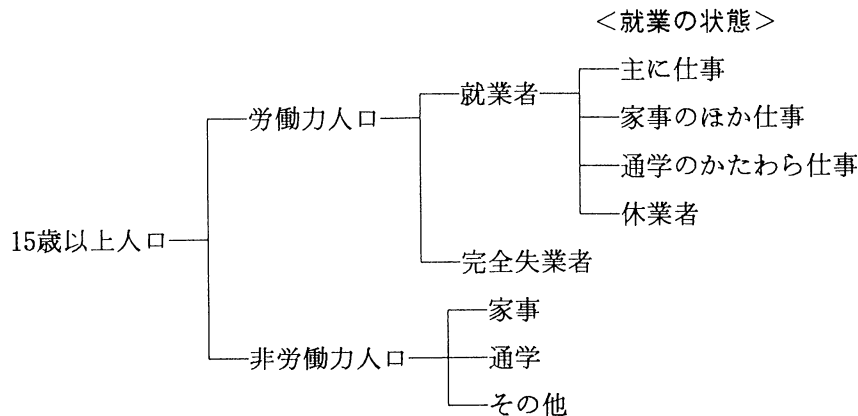
ただし、「フィリピン、タイ以外の東南アジア、南アジア」の範囲は、インド、インドネシア、ヴェトナム、カンボディア、シンガポール、スリ・ランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モルディヴ、ラオスの15か国とした。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

- 1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人—日本
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人—調査票の国名欄に記入された国

### 労働力状態

15歳以上の者について、平成7年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



労働力人口－就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者－調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

(1) 勤めている人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

(2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事－主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事－主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合

通学のかたわら仕事－主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合

休業者－勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

完全失業者－調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であつて、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口－調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事－自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学－主に通学していた場合

その他－上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

## 従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしていた事業所における状況によって、次のとおり区分した。

雇用者－会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

役員－会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

雇人のある業主－個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主—個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦  
などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人  
家族従業者—農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族  
家庭内職者—家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

## 産 業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の種類）によって分類した。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によった。

平成7年国勢調査に基いた産業分類は、日本標準産業分類（平成5年10月改定）を基に、これを平成7年国勢調査に適合するよう集約して編成したもので14項目の大分類、77項目の中分類、216項目の小分類から成っている。

なお、本報告書の産業（3部門）の区分は、大分類を次のように集約したものである。

第1次産業	A	農業
	B	林業
	C	漁業
第2次産業	D	鉱業
	E	建設業
	F	製造業
第3次産業	G	電気・ガス・熱供給・水道業
	H	運輸・通信業
	I	卸売・小売業，飲食店
	J	金融・保険業
	K	不動産業
	L	サービス業
	M	公務(他に分類されないもの)
N	分類不能の産業	

## 一般世帯

一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者  
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎，独身寮などに居住している単身者

## 世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。なお、養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

## 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

A 親族世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合もここに含まれる。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含まれている。

B 非親族世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

C 単独世帯—世帯人員が1人の世帯

また、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

### I 核家族世帯

(1) 夫婦のみの世帯

(2) 夫婦と子供から成る世帯

(3) 男親と子供から成る世帯

(4) 女親と子供から成る世帯

### II その他の親族世帯

(5) 夫婦と両親から成る世帯

① 夫婦と夫の親から成る世帯

② 夫婦と妻の親から成る世帯

(6) 夫婦と片親から成る世帯

① 夫婦と夫の親から成る世帯

② 夫婦と妻の親から成る世帯

(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯

① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯

② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯

(8) 夫婦、子供と片親から成る世帯

① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯

② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯

(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯

(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯

(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯

① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯

② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯

(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯

- ① 夫婦，子供，夫の親と他の親族から成る世帯
- ② 夫婦，子供，妻の親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

## 世帯の経済構成

一般世帯を，世帯の主な就業者とその親族の労働力状態，産業及び従業上の地位により，次のとおり区分した。

また，(1)～(10)の区分については，世帯の主な就業者が従事する産業により，さらに細分化（37区分）している。

なお，区分に当たっては，その世帯に同居する非親族の経済活動は考慮していない。

### I 農林漁業就業者世帯－親族の就業者が農林漁業就業者のみの世帯

- (1) 農林漁業・業主世帯－世帯の主な就業者が農林漁業の業主
- (2) 農林漁業・雇用者世帯－世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者

### II 農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯－親族の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯

- (3) 農林漁業・業主混合世帯－世帯の主な就業者が農林漁業の業主
- (4) 農林漁業・雇用者混合世帯－世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
- (5) 非農林漁業・業主混合世帯－世帯の主な就業者が非農林漁業の業主
- (6) 非農林漁業・雇用者混合世帯－世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者

### III 非農林漁業就業者世帯－親族の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯

- (7) 非農林漁業・業主世帯－世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で，親族に雇用者のいない世帯
- (8) 非農林漁業・雇用者世帯－世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で，親族に業主・家族従業者のいない世帯
- (9) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が業主）－世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で，親族に雇用者のいる世帯
- (10) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が雇用者）－世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で，親族に業主・家族従業者のいる世帯

### IV 非就業者世帯－親族に就業者のいない世帯

### V 分類不能の世帯

ここでいう「世帯の主な就業者」は，世帯主が就業者の場合は世帯主とし，世帯主が就業者でない場合は調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者とした。

また，世帯の主な就業者の従業上の地位については「業主」には「家族従業者」及び「家庭内職者」が含まれ，「雇用者」には「役員」が含まれている。

## 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは，65歳以上の者1人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

高齢者夫婦世帯とは，夫65歳以上，妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

## 従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者又は通学者が従業・通学している場所をいい、次のとおり区分した。

自市区町村で従業・通学－従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

自宅－従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

なお、併用住宅の商店・町工場の事業主やその家族従業者、住み込みの使用人などの従業先がここに含まれる。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

自宅外－自市区町村に従業・通学先がある者で上記の自宅以外の場合

他市区町村で従業・通学－従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合

これは、いわゆる常住地からの流出人口を示すものである。

自市内地区－常住地が13大都市（札幌市、仙台市、千葉市、東京都特別区部、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市）にある者で、同一市（都）内の他区に従業地・通学地がある場合

県内他市区町村－従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他市区町村にある場合

他県－従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

なお、他市区町村に従業・通学するという事は、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している者が当該市区町村に従業・通学しにくるということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものである。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転手などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地とした。

また、従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村とした。

（昼間人口と夜間人口）

従業地・通学地による人口（昼間人口）とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口である。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動については、考慮していない。

また、常住地による人口（夜間人口）とは、調査の時期に調査の地域に常住している人口である。

例 A市の昼間人口の算出方法

A市の昼間人口＝A市の常住人口－A市からの流出人口＋A市への流入人口

## 通 勤 者

通勤者とは、従業の場所が常住の場所（自宅）と異なる就業者をいう。

## 通 学 者

通学者とは、非労働力人口のうち、調査週間中、学校に通っていた者をいう。この場合の学校には、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校のほか、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校などの各種学校、専修学校が含まれるが、幼稚園は含まれない。また、学校の在学者であっても、調査週間中の労働力状態によって「労働力」に含まれる者は、ここにいう「通学者」とはならない。

なお、本書においては、15歳以上通学者のみ結果表章している。